

野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月30日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第212号

野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱 の一部を改正する告示

野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱（平成23年野田市告示第187号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「6月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関等を受診した対象被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱第2条第4項の規定は、この告示の施行の日以後の療養の給付に係る一部負担金について適用し、同日前の療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。